新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定

昭和51年7月2日

告 示 第 1377号

改正 昭和54年4月1日告示第763号の7

平成9年4月25日告示第760号

平成12年3月31日告示第529号の8

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)第1の規定に基づき、地域類型をあてはめる地域及び区域を次のとおり定める。

新 幹 線 鉄 道 騒 音 に 係 る 環 境 基 準 の 規 定 に 基 づ く 地 域 類 型 を あ て は め る 地 域 及 び 区 域 の 指 定 第 1 地 域 類 型 の あ て は め を す る 地 域

新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域とする。ただし、トンネルの部分、河川敷及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により工業専用地域に指定された地域を除き、トンネルの出入口及び橋梁に係る部分については、別途図面に表示する区域とする。

第 2 類型 I にあてはめる区域

- (1) 都市計画法に基づく用途地域の指定のある地域にあつては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種化居時用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。
- (2) 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域にあつては、別途図面に表示する区域とする。 第3 類型 II にあてはめる区域
  - (1) 都市計画法に基づく用途地域の指定のある地域にあつては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。
- (2) 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域にあつては、別途図面に表示する区域とする。 なお、関係図面は、兵庫県県民生活部環境局大気課及び関係市役所並びに町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

前 文(抄)(昭和54年4月1日告示第763号の7)

昭和54年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成12年3月31日告示第529号の8)

平成12年4月1日から施行する。